

令和7年度 多伎中学校 学校いじめ防止基本方針

出雲市立多伎中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない、命や人権に関わる重大な問題である。学校は、いじめは決して許されず、いじめる側が悪いという毅然とした態度を行き渡らせ、いじめられる側を守ることを最優先しなければならない。

また、いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、すべての生徒を対象とした未然防止の観点やいじめを認知した場合の適切な対処が重要である。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。そのために、生徒が自己肯定感や自己有用感を高める場や機会を増やすように努める。また、思いやりのある温かい集団を形成し、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法では次のように定めている。

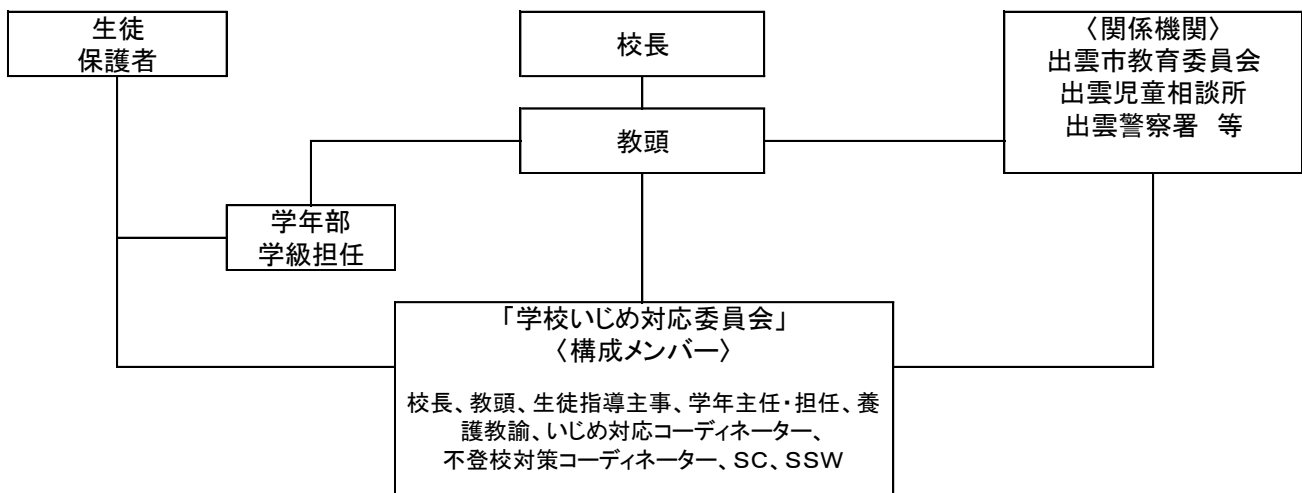
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の**対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行うことが必要である

3 いじめ防止対策組織

「学校いじめ対応委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織（チーム）として対応する。校長、教頭、いじめ対応コーディネーター、学年主任、生徒指導主事、関係学級担任、養護教諭、不登校対策コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）等で構成し、その他校長が必要だと認める者を加える。

【いじめに対する指導の組織図】



「学校いじめ対応委員会」の役割

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - 学校評価の項目に入れ、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- 教職員への共通理解と意識啓発
 - 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知・見直しを行い、教職員の共通理解を図る。
 - いじめアンケートや心の健康観察、教育相談の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - 学校、学年だよりや文書等を通して、相談窓口の周知やいじめ防止等の取組状況を発信する。
- 具体的ないじめ事案への対処方針、役割分担等の決定

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を高めることができるよう努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施する。アンケートについては、生徒対象は月に1回（記名または無記名）、保護者対象は2学期に1回実施する。アンケートは生徒が卒業するまで保管する。
- イ 日常の生徒観察に加えて、「私のあゆみ」や教職員同士の情報交換などを通して、生徒の実態把握に努める。
- ウ アンケートQUの実施・分析を行ない、実態把握を多面的に行う。
- エ 心の健康観察を毎日実施し、実態把握に努める。気になる生徒、アラートが出た生徒がいる場合、即時に「学校いじめ対応委員会」等を活用し、組織的に対応する。対応、状況の結果を共有し、継続した見守り体制を実施する。
- オ 校内のいじめ相談窓口を生徒や保護者に周知するとともに、教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- カ いじめ相談電話等の学校以外の相談機関・窓口を、生徒や保護者に定期的に周知する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを認知した場合、あるいはいじめの疑いの情報があった場合は、直ちに「学校いじめ対応委員会」を開いて具体的な対応について協議・決定し、組織的に対応する。
- イ 事実確認を迅速かつ丁寧に行い、いじめの解消に向けた適切な役割分担など指導・支援体制を組織する。
- ウ 事実確認の結果を加害と被害両方の生徒・保護者に連絡し、出雲市教育委員会へ報告する。調査に時間を要する場合は、途中経過等を保護者へ適宜連絡する。
- エ 「いじめの具体事案の報告」に記録し（サーバー上に置き）、教職員間で情報を共有する。
- オ 被害生徒を守りとおすという姿勢で対応する。
- カ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- キ 教職員の共通理解、保護者の協力とともに、必要に応じてSCやSSW等の専門家や出雲市教育委員会、出雲児童相談所、出雲警察署等の関係機関と連携を図り取り組む。
- ク いじめが行われた集団へのはたらきかけを行い、いじめを生まない、見過ごさない集団づくりを行う。
- ケ ネット上のいじめへの対応については、情報モラル教室などを実施し未然防止に努める。また、必要に応じて、保護者（PTA）並びに警察署等とも連携して対応する。

(4) いじめ解消の判断・・・少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- ア いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・再発の有無を被害生徒や保護者に継続して確認し記録する。
 - ・いじめが解消したと判断した後も、生徒の様子を見守り継続的な支援を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が主体となって調査を実施する場合は、校内の「学校いじめ対応委員会」を母体とした組織で調査を実施する。また、事案に応じて第三者性のある専門家を加え、文部科学省が示すいじめ重大事態への対応及び「出雲市いじめ対応チーム」の指導を受けて調査を実施する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

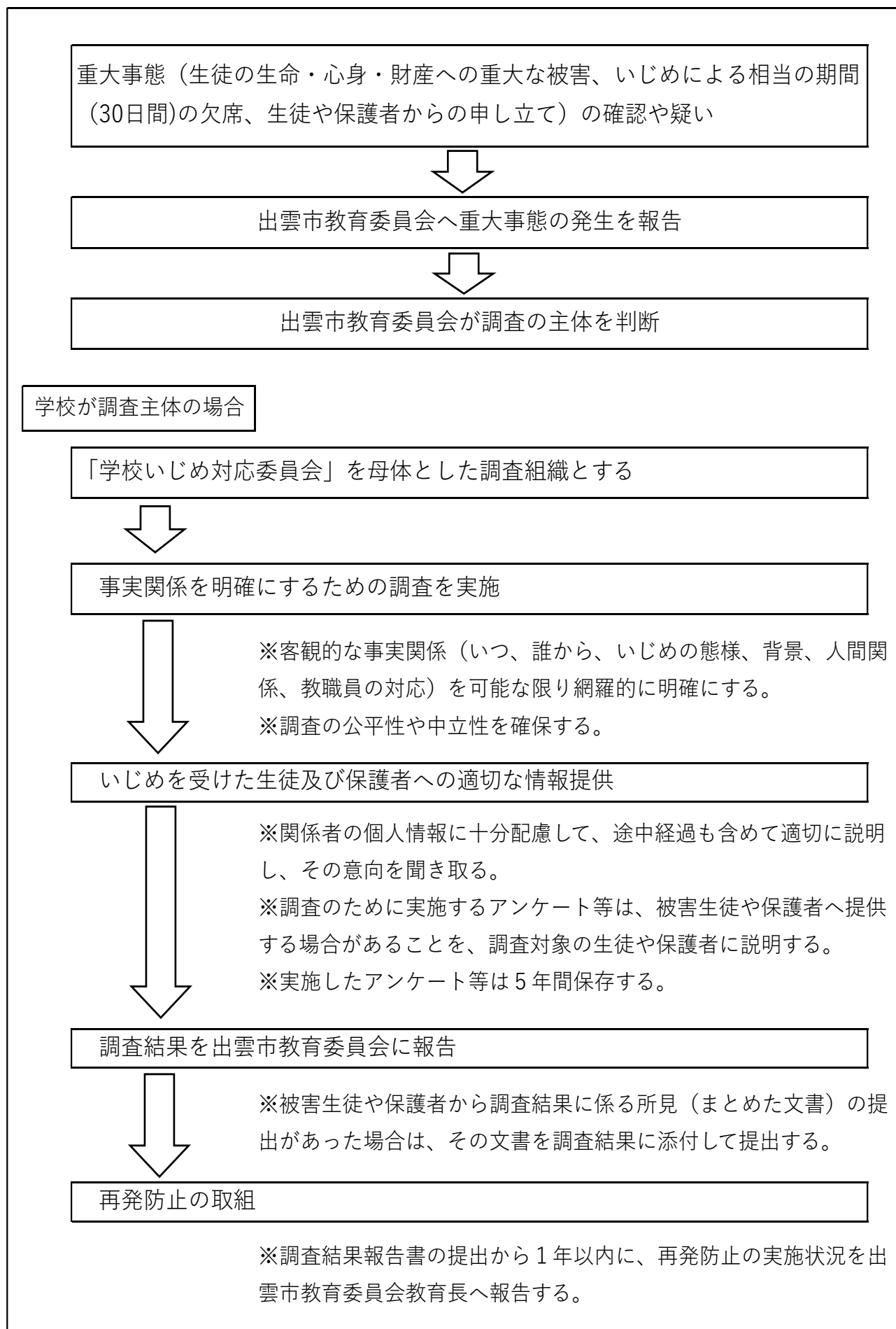
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組についてはPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価（自己評価）を実施し、「学校いじめ対応委員会」の取組状況の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめの問題に関しての共通理解を図るため、事例研究等の校内研修の充実を図る。
- (2) 学校とPTA及び地域学校運営理事会等とも連携を図り、保護者や地域の理解・協力を得るよう努める。

(3) 生徒会を中心とした生徒の主体的ないじめの未然防止活動を支え、「出雲市フレンドシップ宣言」の効果的な活用を図る。

【重大事態の対応フロー図】



※いじめ防止等に向けた取組計画

月	取組内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止等基本方針の確認と共有（職員会議） ・生徒指導職員会議（生徒理解、配慮を要する生徒について情報共有） ・教職員のハラスメント防止等に関する指針の確認（職員会議） ・いじめに関するアンケート（生徒対象）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・1年道徳「さかなのなみだ」「言葉の向こうに」「ソウタとミオ」 ・2年道徳「五月の風 -カナ-」「五月の風 -ミカ-」「リスペクト アザーズ」 ・3年道徳「違うんだよ、健司」「卒業文集最後の二行」 ・いじめに関するアンケート（生徒対象）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート（生徒対象） ・教育相談週間 ・アンケートQU（1回目）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・全学年三者面談 ・いじめに関するアンケート（生徒対象） ・アンケートQU（1回目）の分析と今後の取組重点の確認（各学年、職員会議） ・「出雲市フレンドシップ宣言」作成に向けた準備（生徒会） ・事例研究会（生徒理解）*スクールカウンセラーと連携
8	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期生徒指導重点項目の確認（職員会議） ・「出雲市フレンドシップ宣言」の採択（出雲市フレンドシップ事業） ・いじめ防止等に係る校内研修 ・いじめに関するアンケート（生徒対象）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・1年道徳「私らしさって？」 ・いじめに関するアンケート（生徒対象）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート（生徒対象） ・アンケートQU（2回目） ・1年道徳「旗」「裏庭での出来事」 ・2年道徳「他人の靴を履いてみる」「ヨシト」 ・3年道徳「命の大切さ」「ゴリラのまねをした彼女を好きになった」
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート（生徒及び保護者対象・記名式） ・教育相談週間 ・3年三者面談
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート（生徒対象） ・人権集会（生徒会） ・アンケートQU（2回目）の分析と今後の取組重点の確認（各学年、職員会議） ・1, 2年三者面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価（自己評価）いじめ防止等の取組について（各教職員） ・いじめに関するアンケート（生徒対象）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート（生徒対象） ・教育相談週間 ・学校評価（自己評価）いじめ防止等の取組について（職員会議）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止等基本方針の見直し（職員会議） ・いじめに関するアンケート（生徒対象）